

視 察 調 査 報 告 書

委 員 会 名	議会運営委員会
参 加 者	委 員 長 杉浦 久直 副委員長 柴田 敏光 委 員 酒井 正一 加藤 嘉哉 畑尻 宣長 杉山 智騎 加藤 学 中根 武彦 原田 範次 議 長 小木曾智洋
視 察 日 時	令和6年5月16日（木）10：00～11：00
視察先・概要	京都府京都市 人口：252万2,835人 世帯数：121万4,773世帯 面積：827.8k㎡
視 察 項 目	議会基本条例の検証について
視 察 概 要	1 京都市会における市会改革の取組 ・京都市会では、監視機能の充実や議決権の強化、開かれた市会、見える市会、伝わる市会の推進などの観点から、様々な改革を実施してきた。平成16年3月に市会運営委員会の下に市会改革検討小委員会を設置して以降、6次にわたる市会改革の取組において、各会派間で精力的な検討、論議を重ねてきた。 ・京都市会基本条例は、第5次市会改革において本格的に議論を重ね、学識者からの意見聴取、条例の検討状況についての市民に対する説明会、条例の素案に対する市民意見募集の実施等を経て、平成26年3月17日の本会議において、全会一致で可決した。 ・議決すべき事件として、「通称を命名する権利（ネーミングライツ）の付与の対象とする施設を定めること」を新たに追加するため、平成29年5月30日に条例の一部改正について可決した。 2 条例の検証・評価について ・条例第32条では、条例の施行後、その目的が達成されているか検証することを定めており、平成28年度末までの京都市会の状況を対象として、平成29年4月から8月にかけて条例の検証、評価を行った。 ・評価に当たっては、市民福祉の向上と京都市の発展に貢献するため、京都市会及び京都市会議員がその役割を果たしているかどうかを検証し、その結果として、取組の充実や改善の必要性、また、条例改正の必要性を確認した。 (1) 評価の手法 ・条例の章単位や内容ごとに評価項目を設定し、評価シートを2種類（シートA、シートB）に区分して作成 ・シートA：具体的な取組実績に基づいた検証・評価がなじまない（又はできない）評価項目に関し、所感等を確認

	・シートB：具体的な取組実績に基づいて検証・評価を行うために用いる評価シート。評価と併せて取組実績も参考に記載する。 (2) 検証・評価結果 ・全体として、概ね順調に取り組んでいると評価している ・条例改正については、必要がないと判断
所 感 ※視察しての感想 や岡崎市への提 言など	・市会基本条例の検証と評価をシートにまとめて、何章または何条に対してのそれぞれの評価をシートで分かりやすく記入していくシートである。本市も検証をする際は、評価シートを作成し、検証と評価をすることで分かりやすいのではないかと考える。 ・京都ならではの自治の歴史に注目し、前文で京都らしさを表現し、監視機能の充実や開かれた市会、見える市会、伝わる市会の推進などの観点から改革を実施してきたと聞いた。本市として市民参加の促進として市民が市政に積極的に参加し、意見を反映させる機会を増やす。議会の透明性強化として議会活動の公開を拡大し、市民との情報共有を促進する。市会改革の推進として「市会の機能強化と効率化を図り、市民の負託に応える。文化・歴史の尊重として独自の文化や歴史を活かした自治体運営を目指す。」として作成し活用している評価シートは参考になった。本市でも本市ならではのシートを作成してはどうか。 ・京都市会では、平成26年3月に京都市会の議会基本条例となる京都市会基本条例を制定した。京都市会や京都市会議員が議会活動を行う上での理念や原則・制度などを定めている。条例の前文に、「京都ならではの自治の歴史」に注目し、京都らしさが表現されている。京都市会のあるべき姿や目指すべき方向性を、全議員の共通認識としている。本市でも実施している議員の位置づけ、役割について定められており、明文化することで改選のたびに新たに議員になった方においても、その役割について理解しやすいものであると感じた。本市と異なり、市会議員の選出は11の行政区からそれぞれ議員が選出されており、京都特有の自治であると考え。制定された議会基本条例を、都度検証し、評価シートにおいて評価項目ごとに評価、条文改正の必要性、今後に向けてという内容があり、評価委員により検証されている。条例制定は、やはり作ったら終わりではなく、定期的に検証を重ね、その時代に迎合した内容で運用されるべきと考える。 ・京都市においては、市会基本条例を平成26年3月17日に可決し、条例第32条の検証・評価規定により、一部改正を平成29年5月30日に可決、同年6月9日に施行している。評価の手法と基準については評価シートを作成し、これに基づき行った。また、評価になじまないものについては、対象外としている。岡崎市議会基本条例においても、第22条にて検証について規定しているが、現状は形式的な検証にとどまり、必ずしも、本質的に期待されるものとして機能しているかは疑問である。たとえ条文の変更等を伴わなくても、市民福祉の向上と本市発展のために、議会及び議員がその役割をしっかりと果たしているのかに

について、厳格な検証が必要であると考え。その検証における手法として京都市の評価シートを使用した手法は大いに参考にすることができる。

- ・議会基本条例の制定や運用に対し、監視機能の充実、議決権の強化とともに、「開かれた市会」「見える市会」「伝わる市会」として取り組まれていることがよく分かった。それは「京都市会基本条例」のリーフレットに表れている。市民に分かりやすく作られており、議員の役割も明確にしてあり、条例制定までの流れも分かるものになっている。これは議員自ら理解してもらおうとの意思が感じられるものであり、開かれた議会にするための努力をしていると感じた。それが、市会基本条例の検証、評価にもつながっている。京都市会議員の意識の高さを感じ取れる。本市としても市民の皆様からの負託に応え、市民生活の向上と発展に貢献するためにも、議会基本条例を通して私たちの役割、目的を明確に意識できるための改革が必要だと感じた。
- ・京都市の議会基本条例には第32条に、その目的が達成されているかどうかについて検証することを定めている。条例の章単位又は内容ごとに評価項目を設定し、評価シートを作成し、これに基づいて議員が検証・評価を行う。この評価を元に条例改正が必要かどうかの判断をする。PDCAサイクル的にもより良いものへのバージョンアップの基準となり非常に良い取組である。本市にとっても大変参考になるもので、何が適切であるのか、どのように進めていくべきかなどを検討していきたい。また、本市も京都市議会のように議会基本条例を市民に知ってもらうための試みも必要である。
- ・平成16年に設置された市会改革検討小委員会により6次（平成16年～平成30年）にわたり継続的な取組が行われてきたようだ。基本条例においても学識者からの意見聴取、市民に対する説明会、市民意見の募集など精力的な検討、論議を重ねての制定である。また、基本条例の特徴をはっきりと捉えることで議会運営にあたっての考えや方針を明確にすることができたものと考え。また、条例の検証・評価については、期間を設けて集中的に実施し、一定の評価が示されている。また、その評価の方法は、条例の単位又は内容ごとに評価項目を設定した上、2種類の評価シートを作成し、これに基づいて検証・評価が行われたもので参考としたいものである。
- ・京都市会基本条例（京都市議会基本条例）の大きな特徴として4点挙げられる。1点目は、「京都ならではの自治の歴史」に注目して、「前文」の中に京都らしさを表現している。2点目は、大学の多い町の特徴を生かして、専門的な知見の積極的な活用を規定している。3点目は、市長（執行機関）に対する監視機能の強化や政策提案、立案の活性化を規定している。4点目は、市民にとって開かれた市会となることを重視している。以上の内容のうち、3点目と4点目については岡崎市議会基本条例においても触れている内容であるが、1点目と2点目については京都らしさがある内容であり、同じような歴史を持つ岡

	崎市においても、基本条例の中に議会と岡崎（歴史）の融合的な内容を盛り込んでも良いと感じた。 ・議会基本条例の第9章「専門的な知見の活用（22条）」「調査機関等の設置（23条）」の実績に興味を持ったが、実績はなかったのは残念であった。岡崎市議会においては代表者会議で代行していることを確認できた。
委員長の総括	岡崎市議会の議会基本条例は平成21年11月臨時会において議決制定され、その後、平成25年に政務調査費から政務活動費に改まったことに伴う際と、平成28年の岡崎市議会議員政治倫理条例の制定に伴う際に改正がされてきた。条例第22条には「議会は、この条例の目的が達成されているかについて、常に検証し、必要に応じて議会に関する条例等の見直しを行うものとする」としており、毎年、議会運営委員会において議題とし検証を行ってきた。しかし、検証の具体的な手法について定めたものはないことから、今回京都市会における議会基本条例の制定及び検証について、その実行された評価手法、また、基本条例に基づいて行われている取組などを視察することができた。 京都市会は議会改革度ランキングにおいて上位に位置しており、説明でも議員提案での「ケアラー支援条例」の制定に向けたプロジェクトチームの発足など、基本条例を根拠にした取組についての記事が紹介された。京都の町衆の自治の伝統に基づいた、京都市会の取組は刮目に値するもので、大変刺激を受ける視察であった。